

発議第14号

後期高齢者医療制度をすぐ廃止し、真に安心できる医療制度のために国庫負担を大幅に増やすことを求める意見書

標記について、会議規則第14条の規定に基づき提出する。

平成22年12月22日提出

提出者 高山市議会議員 伊 嵩 明 博

賛成者 高山市議会議員 若 山 加代子
牛 丸 尋 幸

後期高齢者医療制度をすぐ廃止し、真に安心できる医療制度のために国庫負担を大幅に増やすことを求める意見書

厚生労働省は、後期高齢者医療制度に代わる「新制度」の最終案を示している。「新制度」によれば、第1段階では、75歳以上の高齢者のうち会社などで働く高齢者や、会社員などの扶養家族になっているものを除いて、高齢者は基本的に国民健康保険に加入することにしようとしている。

しかし、75歳以上の高齢者の医療費は、現在の後期高齢者医療制度と同じように「別勘定」とし、都道府県単位で財政運営し、75歳以上の医療給付費の1割負担を75歳以上の保険料で負担する仕組みを温存している。

「新制度」第2段階では、75歳未満の市町村国保を都道府県単位の財政運営をしようとしており、国保制度の全面的な見直しにふみこもうとしている。

これらの仕組みは、民主党が総選挙でかけた「後期高齢者医療制度廃止」に反し、高齢者にさらなる負担増を強いる医療制度改悪に踏み込んでいると言わねばならない。

よって、国におかれては、後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、高齢者を別勘定にしない老人保険制度に戻すとともに、国保制度における国庫負担を拡大し、真に安心した医療制度確立を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月22日

高山市議会